

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年9月10日（令和7年（行情）諮問第1039号）

答申日：令和8年5月20日（令和8年度（行情）答申第117号）

事件名：「陸上自衛隊の向かうべき方向－3大改革と陸上自衛官の倫理観について」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年4月20日付け防官文第6317号及び同年9月4日付け同第14147号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア及びイ（略）

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ及びウ（略）

(3) 意見書

意見：以下の箇所については開示可能である。

ア 2ページの2行目ないし8行目

出典である北部方面隊広報誌「あかしや」は公開されていたはずである。

現在は同方面隊のホームページで公開されており、当時も同様に公開されていたものと思料される。

URL（略）

イ 9ページの6行目ないし20行目

出典である「修親」は部外の団体が発行している雑誌であり、同誌への寄稿は「部外に対する意見発表」に該当する。

また諮問庁はこれまでも同誌を行政文書開示請求により開示している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和2年4月20日付け防官文第6317号により、本件対象文書の表紙のみについて、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、同年9月4日付け同第14147号により、本件対象文書の表紙を除く部分について、法5条1号、3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年4か月及び約4年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び5号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

(3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分

を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年9月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年10月21日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和8年5月14日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号、3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は、原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1について

ア 標記の不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

当該部分には、特定個人（元陸上幕僚長）が訓示等において述べた個人的主観を交えた未成熟な情報又は事実関係の確認が不十分な情報が含まれており、これらを公にすると、開示部分とあいまって、防衛省・自衛隊の公式見解であるかのような誤った推認、誤解を招きかねず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分には、特定個人（元陸上幕僚長）の主観的な見解を交えた叙述が記載されていると認められ、これを公にすれば、国民の誤解を招き、ひいては不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある旨の諮問庁の上記アの説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2について

ア 標記の不開示部分には、他国に関する情報が、特定個人（元陸上幕

僚長)の主観を交えて記載されていると認められ、これを公にすれば、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該部分は、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 審査請求人は、意見書(上記第2の2(3))において、当該部分の出典元の文書は、過去に公にされているはずである旨主張する。

そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記出典元の各刊行物については、部内向けの広報誌であって、本件対象文書の作成当時(平成12年頃)の公開状況は明らかではないものの、現在では公開されていないこと、又は購読者が陸上自衛隊の現職幹部及びその退職者に限られていることが認められる。

そうすると、当該部分が公にされているとまでは認められない。

(3) 別表の番号3について

標記の不開示部分には、講話者である特定個人(元陸上幕僚長)の身体、健康及び経歴に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、特定個人(元陸上幕僚長)の氏名と一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。

さらに、原処分において個人識別部分である特定個人(元陸上幕僚長)の氏名は既に開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び5号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

教育訓練参考資料「陸上自衛隊の向かうべき方向性」。

2 本件対象文書

教育訓練参考資料「陸上自衛隊の向かうべき方向－3大改革と陸上自衛官の倫理観について」（特定個人（元陸上幕僚長）訓示・講話集） 平成12年4月 陸上幕僚監部教育訓練部

別表

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	6 ページ、8 ページ、10 ページ ないし12 ページ、14 ページな いし23 ページ、25 ページ及び 26 ページのそれぞれ一部（21 ページの9（1）の6 行目及び2 5 ページの10（1）の15 行目 のそれぞれ一部並びに26 ページ の（2）アの3 行目及び4 行目の 全てを除く。）	未成熟な情報や事実関係の確認 が不十分な情報であり、これを 公にすることにより、国民の誤 解や憶測を招き、不当に混乱を 生じさせるおそれがあることか ら、法5 条5 号に該当するため 不開示とした。
2	2 ページの2 行目ないし8 行目、 9 ページの6 行目ないし20 行目 並びに26 ページの（2）アの3 行目及び4 行目のそれぞれ全て	他国に関する情報であり、これ を公にすることにより、他国と の信頼関係が損なわれるおそれ があることから、法5 条3 号に 該当するため不開示とした。
3	21 ページの9（1）の6 行目及 び25 ページの10（1）の15 行目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これ を公にすることにより、特定の 個人が識別されることから、法 5 条1 号に該当するため不開示 とした。

※ページ番号は、本件対象文書に記載されているページ番号を指す。